



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
平成27年9月7日（月）
午後4時00分 解禁

担
当

労働基準部 賃金室
賃金室長 吉岡宏修
賃金指導官 横井寿洋
電話 075-241-3215 (ダイヤル)

京都府最低賃金の改正決定（官報公示）について

—10月7日から時間額807円に—

京都労働局（局長 森川善樹）は、平成27年8月11日に京都府最低賃金審議会から答申を受けた京都府最低賃金の改正決定に関して、その後、異議申出の受付、異議の取扱いに係る同審議会への諮問、審議会での審議及び京都労働局長への答申等、所要の手続きを経て、本日（9月7日）、現行の京都府最低賃金（時間額789円）を18円引上げて時間額807円にする旨の改正決定を行うとともに、官報公示を行いました。

改正された京都府最低賃金は、平成27年10月7日から発効となります。

京都府最低賃金は、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

【決定までの経過】

- (1) 平成27年7月3日、京都労働局長は京都府最低賃金審議会に対して京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた（諮問）。
- (2) 同審議会はこれを受けて、中央最低賃金審議会から示された「平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について」を参考とし、調査審議を重ねた結果、平成27年8月11日に答申がまとめられた。
- (3) 答申に対する異議申出については、申出期限までに5件の異議申出書を受理し、当該異議申出の内容について審議した結果、同審議会から「平成27年8月11日付け答申どおり決定することが適当」との答申を受けた。
- (4) 以上の手続きを経て、京都労働局長は平成27年9月7日、京都府最低賃金の改正決定を行うとともに、官報公示を行った。

【参考1】 京都府最低賃金の過去の改正状況

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成18年	686	4	0.59
平成19年	700	14	2.04
平成20年	717	17	2.43
平成21年	729	12	1.67
平成22年	749	20	2.74
平成23年	751	2	0.27
平成24年	759	8	1.07
平成25年	773	14	1.84
平成26年	789	16	2.07
平成27年	807	18	2.28

【参考2】 近畿各府県及び主要都県の地域別最低賃金改正状況

都府県名	改正最低賃金額	引上げ額	効力発生日
滋賀県	764円	18円	平成27年10月8日(予定)
京都府	807円	18円	平成27年10月7日
大阪府	858円	20円	平成27年10月1日
兵庫県	794円	18円	平成27年10月1日
奈良県	740円	16円	平成27年10月7日
和歌山県	731円	16円	平成27年10月2日
東京都	907円	19円	平成27年10月1日
愛知県	820円	20円	平成27年10月1日